

年企発 0930 第 3 号

令和 2 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）の一部の施行及び社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論等を踏まえ、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）の別紙 1 及び別紙 7 について、別添のとおり改正し、令和 2 年 10 月 1 日より適用することとしたので、よろしく取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

（別紙1）

新			旧		
（別紙1） 承認要件等 （略）			（別紙1） 承認要件等 （略）		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項 1・2（略） 2の2．簡易企業型年金 を実施する場合、その 旨	（略） 実施する企業型年金が簡易企業型 年金である場合には、あらかじめそ の旨について企業型年金規約に定め られていること。	（略） （略） ・簡易企業型年金の要件に適合してい ることを証する書類により、実施す る企業型年金が以下の簡易企業型年 金の要件を満たしていることを確認 すること。 実施する企業型年金の企業型年 金加入者の資格を有する者の数が 300人以下であること。（実施事業 所が2以上ある場合、事業主が同一 である2以上の厚生年金適用事業 所において使用する企業型年金加 入者の資格を有する者の総数が300 人を超える場合は、要件に該当しな いものであること。）	法第3条第3項 1・2（略） 2の2．簡易企業型年金 を実施する場合、その 旨	（略） 実施する企業型年金が簡易企業型 年金である場合には、あらかじめそ の旨について企業型年金規約に定め られていること。	（略） （略） ・簡易企業型年金の要件に適合してい ることを証する書類により、実施す る企業型年金が以下の簡易企業型年 金の要件を満たしていることを確認 すること。 実施する企業型年金の企業型年 金加入者の資格を有する者の数が 100人以下であること。（実施事業 所が2以上ある場合、事業主が同一 である2以上の厚生年金適用事業 所において使用する企業型年金加 入者の資格を有する者の総数が100 人を超える場合は、要件に該当しな いものであること。）
3～6の2（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	（略） （1）事業主掛金について、定額 又は給与に一定の率を乗じる方 法その他これに類する方法によ り算定した額（簡易企業型年金 を実施する場合は、定額）によ ることが定められていること。	（略） ・基本的には、実施事業所ごとに企 業型年金加入者全員に対して同じ 「定額」、「一定の率」又は「定 額プラス一定の率」を用いている こと。（すなわち、企業型年金加 入者によって額や率が異なってい ないこと。） ・企業型年金加入者間で事業主掛金 額に差を設ける場合にあっては、 「短時間・有期雇用労働者及び派 遣労働者に対する不合理な待遇の 禁止等に関する指針」（平成30年 厚生労働省告示第430号）の「基 本的な考え方」を踏まえ、労働協 約等における給与及び退職金等の	3～6の2（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	（略） （1）事業主掛金について、定額 又は給与に一定の率を乗じる方 法その他これに類する方法によ り算定した額（簡易企業型年金 を実施する場合は、定額）によ ることが定められていること。	（略） ・基本的には、実施事業所ごとに企 業型年金加入者全員に対して同じ 「定額」、「一定の率」又は「定 額プラス一定の率」を用いている こと。（すなわち、企業型年金加 入者によって額や率が異なってい ないこと。） （新設）

		<u>労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。</u> ・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第1の2に従って定めていること。 ・<u>労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みにより企業型年金を実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて従業員に正確な説明がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）</u>				・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第1の2に従って定めていること。 (新設)
	(2)・(3) (略) (4) 事業主掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 (拠出限度額) ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 三万五千元	(略) (略) ・規約に記載されている掛金額の上限が「政令第11条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が企業型年金加入者に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。 (略)		(2)・(3) (略) (4) 事業主掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 (拠出限度額) ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 三万五千元	(略) (略) ・規約に記載されている掛金額の上限が「政令第11条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が企業型年金加入者等に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。 (略)	

7の2～7の3（略） 8. 運用の方法の選定及び提示並びに運用の指図に関する事項	・個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるものの 一万五千五百円 (略) (1) (略)	(略) (略) 運用の方法の提示についての企業型年金規約の記載例 【例①】 (略) 【例②】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の9つの運用の方法とする（括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す）。 A 銀行の定期預金（1の項イ） B 銀行が販売する国内株式インデックスファンド（3の項ヌ） C 証券会社が販売するジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（安定型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（安定型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（中立型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（積極型）（3の項ヌ） D 証券会社が販売するターゲット・イヤーファンド（2040年・2050年）（3の項ヲ） 自社株ファンド（3の項ナ） E 生命保険会社の利率保証型積立保険（4の項イ）	7の2～7の3（略） 8. 運用の方法の選定及び提示並びに運用の指図に関する事項	・個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるものの 一万五千五百円 (略) (1) (略)	(略) (略) 運用の方法の提示についての企業型年金規約の記載例 【例①】 (略) 【例②】 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の9つの運用の方法とする（括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す）。 A 銀行の定期預金（1の項イ） B 銀行が販売する国内株式インデックスファンド（3の項ヌ） C 証券会社が販売するジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（安定型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（安定型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（中立型）（3の項ヌ） C 証券会社が販売するバランス型ファンド（積極型）（3の項ヌ） D 証券会社が販売するターゲット・イヤーファンド（2040年・2050年）（3の項ヲ） 自社株ファンド（3の項ソ） E 生命保険会社の利率保証型積立保険（4の項イ）
---	---	---	---	---	---

8の2～12（略）	(2)・(3)（略） （略）	【例③】（略） （略） （略）	8の2～12（略）	(2)・(3)（略） （略）	【例③】（略） （略） （略）
-----------	-------------------	-----------------------	-----------	-------------------	-----------------------

(別紙)

企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容

(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。

①「一定の職種」

「一定の職種」に属する従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）のみを企業型年金加入者とする。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などの労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおいて規定される職種をいい、これらの職種に属する従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

②「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみを企業型年金加入者とする。

なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については企業型年金加入者としなないことができるものであること。

③「一定の年齢」

企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とする。（合理的な理由がある場合に限る）

(注) 一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること。

④「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみを企業型年金加入者とする。（この場合にあっては、企業型年金加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではないこと。）

(2) 企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合、基本的には、

ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、

(別紙)

企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容

(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。

①「一定の職種」

「一定の職種」(注参照)に属する従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）のみ企業型年金加入者とする。

(注)「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約若しくは就業規則又はこれらに準ずるものにおいて、これらの職に属する従業員に係る給与や退職金等の労働条件が他の職に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

②「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみ企業型年金加入者とする。

なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については企業型年金加入者としなないことができるものであること。

③「一定の年齢」

実施事業所において企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみ企業型年金加入者とする。（合理的な理由がある場合に限る）

(注) 一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみ企業型年金加入者とすることはできるものであること。

④「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみ企業型年金加入者とする。

(2) 企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、

厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金又は退職手当制度（退職手当前払い制度を含む。<u>以下同じ。</u>）が適用されていること。 イ 上記（１）の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度が適用されていること。 とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。 なお、従業員のうち、嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）等、企業型年金加入者となる従業員と比べて給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件が著しく異なっている者については、企業型年金加入者とせず、かつ退職手当制度等において、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる措置を講じないこととした場合でも、必ずしも不当に差別的な取扱いを行うこととならないものであること。 また、<u>法第３条第３項第１０号に規定する算定方法に関する事項を企業型年金規約に定めたときは、勤務当初から、雇用期間が当該算定方法に係る期間未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される企業型年金規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。</u> <u>（３）労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、企業型年金加入者の資格を区分（グループ区分）することができること。</u>	厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金又は退職手当制度（退職手当前払い制度を含む。）が適用されていること。 イ 上記（１）の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度（<u>退職金前払い制度を含む。</u>）が適用されていること。 とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。 なお、従業員のうち、嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）等、企業型年金加入者となる従業員と比べて給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件が著しく異なっている者については、企業型年金加入者とせず、かつ退職手当制度（<u>退職金前払い制度を含む。</u>）等において、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる措置を講じないこととした場合でも、必ずしも不当に差別的な取扱いを行うこととならないものであること。 また、勤務当初から雇用期間が３年未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。 （新設）
---	---

添付書類（承認）		（別紙7）												
添付書類	変更内容	規約の承認			規約の変更（承認）									
		加入者に一定の資格を定める場合（注3）	他の制度からの資産移換を伴う場合	その他	事業所（注2）の増加の場合（事業所の名称のみを追加する場合を除く）	確定拠出年金運営管理機関との委託契約に係る規約の変更の場合（注3）	資産管理規約に係る規約の変更（注3）	就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職規程）の内容の変更に伴う場合	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲を変更するとき（注3）	指定運用方法に係る規約の変更	他の制度からの資産移換を伴う場合（脱退一時金相当額等の移換を除く）	退職金共済への資産移換する場合	その他	
企業型年金規約（案）		○	○	○										
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
確定拠出年金運営管理機関委託契約書（案）の写し（注3）		○	○	○	○	○			△			△		
労使合意に至るまでの労使協議の経緯		○	○	○	○				○				○	
運営管理機関の選任理由書（注3）		○	○	○	△							△		
資産管理契約書（案）の写し（注3）		○	○	○	○		○					△		
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し（注1）		△	△	△	△			○	△			△		
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類		○	○	○	○							△		
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類（注3）		○			△			○				△		
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類（注4）			○	○	○									
移換の対象となる制度の規約、規程等			△		△						△			
中小企業者でなくなったことの届の写し			△		△						△			
合併等を実施したことを証する書類												○		
規約の一部を変更する規約（案）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新旧対照本文					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書					○									
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書					○									
終了の理由書													○	

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付

（注1）就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。また、簡易企業型年金においては、就業規則等を省略できるが、規約本文において引用する場合は添付が必要。次頁において同じ。

（注2）船舶を含む。以下この頁及び次頁において同じ。

（注3）簡易企業型年金の場合を除く。

（注4）簡易企業型年金の場合に限る。

（注5）合併等を実施したことを証する書類として、例えば、①会社合併を行った場合には「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「登記事項証明書」の3点を、②会社分割を行った場合には「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」及び「事業主からの証明書（分割により労働契約の承認がなされた対象従業員がわかるもの）」の4点を、③事業譲渡を行った場合には、「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「事業主からの証明書（事業譲渡により労働契約の承認がなされた対象従業員がわかるもの）」の3点を添付すること。

添付書類（届出）

添付書類 変更内容	規約変更の届出																							
	事業主の変更				事業所の変更				運営管理機関の変更				資産管理機関の変更				支払手続の変更				その他の変更			
	事業主の名称の変更	事業主の名称の減少	事業主の名称の増加	住所の変更	事業所の名称の変更	事業所の名称の減少	事業所の名称の増加	住所の変更	運営管理機関の変更	資産管理機関の変更	資産管理機関の変更	資産管理機関の変更	支払手続の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更
労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
労働組合の規約に関する事業主の証明書又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し	○				△								△											
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○				○																			
資産管理契約書の写し	○				△							△												
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し					△																△			
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲																				▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲		△																			
住所表示の変更内容が分かる書類				▲				△																
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲				○																			
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲			△																			▲
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類（注1）					△																			
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類（注2）	○				○																			
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
増加する事業所の労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○																			
増加する事業所の労働組合の規約又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○				○																			

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付、▲＝いずれかを添付

（注1）簡易企業型年金の場合を除く。
（注2）簡易企業型年金の場合に限る。
（注3）市町村の名称変更、組織区分又は境界変更に伴い変更する場合を除く。

添付書類（届出）

添付書類 変更内容	規約変更の届出																							
	事業主の変更				事業所の変更				運営管理機関の変更				資産管理機関の変更				支払手続の変更				その他の変更			
	事業主の名称の変更	事業主の名称の減少	事業主の名称の増加	住所の変更	事業所の名称の変更	事業所の名称の減少	事業所の名称の増加	住所の変更	運営管理機関の変更	資産管理機関の変更	資産管理機関の変更	資産管理機関の変更	支払手続の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更	その他の変更
労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
労働組合の規約に関する事業主の証明書又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	△	△			△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し	○				△								△											
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○				○																			
資産管理契約書の写し	○				△							△												
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し					△																△			
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲																				▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲		△																			
住所表示の変更内容が分かる書類				▲				△																
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲				○																			
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲			△																			▲
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類（注1）					△																			
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類（注2）	○				○																			
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
増加する事業所の労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○																			
増加する事業所の労働組合の規約又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○				○																			

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付、▲＝いずれかを添付

（注1）簡易企業型年金の場合を除く。
（注2）簡易企業型年金の場合に限る。